

1. 基本方針：「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」

(1)あらゆる生活課題への対応と地域のつながりの再構築

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行う。また、地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、地域の各種団体との協働の取組を広げ、地域のつながりの再構築をはかる。

(2)地域における住民主体の課題解決力強化

それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦やすべての地域の住民の参加・協働、重層的なセーフティネットの構築、包括的な支援体制の整備、福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない参加の場、働く場の創造を重視しながら取組を進める。

(3)役職員の共通理解と職員の育成

事業・活動等の展開にあたっては、組織の使命やビジョンを改めて確認し、共通理解をもって業務・実践にあたる。組織の目標・優先事項・職員一人一人がなすべき事項等を明確にし、実践において必要となる専門性や知識・スキルを高め、働きやすく、やりがいの感じられる組織づくりを進める。

(4)活動財源の確保

財源構造が変わり、事業・活動が広がりを見せる中で、公的な財源のみならず、自主財源の確保が今後の取組に重要となる。住民に対して、地域福祉活動のさらなる推進、地域課題やニーズの理解と共感を得るプロセスを強化する。

2. 重点事項

- (1)改築した障害者福祉センターたんぼぼの運営
- (2)介護保険事業の経営改善
- (3)障害福祉サービス事業の経営改善
- (4)指定管理業務の充実・強化
- (5)在宅福祉サービスの充実・強化
- (6)財政の健全化と経営の透明性の確保

3. 実践事業

(1)社会福祉事業

①地域福祉事業

ア 法人運営事業

(ア)社協広報及びホームページ、町広報紙等の媒体を活用し、地域福祉に関する情報を発信し福祉意識の高揚をはかる。

(イ)地域住民を中心とした「人と人とのふれあい」の構築をはかる。

(ウ)災害発生時において被災者並びに要配慮者等（特別な配慮を必要とする方々）の避難・安否等の確認、生活支援を的確に行うため、関係機関や行政と協力・協働し、**災害救援活動**を実施する。また、災害時を想定し、地域・行政・消防機関との連携や訓練等を行い、災害に強い町づくりへの取組を強化する。

- (エ)企業や町民の方から社会貢献の一環として寄付していただいた食品を困窮されている方々に配給する**食料等配布事業**を実施する。
- (オ)在宅の要支援者（高齢者・障害者等）の所在不明時における、安否の確認及び安全確保のために**要支援者探索活動事業**を実施する。
- (カ)在宅の要支援者（高齢者・障害者等）に、入通院や買い物等日常生活の利便をはかるとともに、社会参加できる機会を提供できるよう、**在宅福祉移送サービス事業**を実施する。
- (キ)長寿会活動の促進と充実した事業推進をはかる。
- (ク)ボランティア連絡協議会の活動の促進と充実した事業推進をはかり、明るい地域づくりに努める。
- (ケ)チャリティーゴルフ大会を開催し、在宅及び施設内の障害者等にその収益による援助協力を行う。
- (コ)遺族会活動に協力し、連携をはかる。
- (サ)生活困窮者自立相談支援事業や他関連機関と連携し、援助が必要な世帯等に**生活福祉資金貸付事業**の利用を推進する。
- (シ)車椅子を在宅の要支援者（高齢者・障害者等）に無料で貸し出し、日常生活の援助をはかり、その介護を行う家族等の負担を軽減するため、**車椅子貸出事業**を行う。
- (ス)車椅子を必要とする要支援者（高齢者・障害者等）にスロープ付またはリフト付自動車を無償で貸し出し、日常生活の利便性をはかるため、**福祉車両貸出事業**を行う。
- (セ)評議員会及び理事会の開催
- (ソ)評議員選任・解任委員会の開催
- (タ)職員研修会の開催

イ 共同募金事業

- (ア)町民の自発的なたすけあい精神を基調とした社会連帯、相互扶助精神に基づいた地域住民の自主活動を推進するため、**群馬県共同募金会玉村町支会事務局を運営し、共同募金運動**の啓発活動に努める。
- (イ)赤い羽根募金及び歳末たすけあい募金を地域福祉充実のために適正に配分し活用する。

ウ 心配ごと相談事業

心配ごと相談事業を充実させ、社会福祉の向上をはかり、町民の幸せな家庭生活の確立を目指す。

エ ボランティアセンター事業

- (ア)ボランティアセンターを拠点とし、活動に関する情報誌の発行、相談、登録、斡旋、入門講座の開催等、事業の充実をはかり、住民参加型の在宅福祉サービスを促進するとともに、各種行事等に積極的に参加するよう推進する。
- (イ)児童・生徒を対象に、**福祉に関する教育の場**を提供する。
- (ウ)在宅の要支援者（高齢者・障害者等）に、ボランティア活動による援助協力を行う。
- (エ)災害が発生した場合、災害規模及び被災状況に応じ、被災者並びに要配慮者等（特別な配慮を必要とする方々）の避難・安否等の確認、被災地の復興、行政との協力・協働、平常時と同様な各種福祉サービスを提供できるよう、ボランティアや地域住民の支援を得ながら**災害ボランティアセンター**を設置する。

オ 給食サービス事業

支援を必要とする一人暮らし高齢者等(75歳以上)に、栄養のバランスがとれた食事を毎週定期的に提供し、健康維持・疾病予防、安否の確認、地域住民との交流、孤独感の解消等をはかるため、**給食サービス事業**を実施する。

カ シルバー人材センター事業

軽作業を通して、高齢者の健康維持、生きがいつくり、仲間づくりを促進するために**シルバー人材センター事業**を実施する。

キ つなぎ資金貸付事業

つなぎ資金貸付事業により、臨時支出の捻出が困難な低所得世帯に**つなぎの資金**として貸し出し利用していただく。

ク 高額療養費貸付事業

高額療養費貸付事業により、医療保険の高額療養費（自己負担分を超えた費用）を一時的に貸し出し利用していただく。

ケ 老人福祉センター事業

(ア)老人福祉センターにおいて、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等、総合的に生きがいのもてる場及び憩いの場としての運営と啓発に努力する。

(イ)災害時に行政が設置する一般の指定避難所では避難生活を送ることが困難な要配慮者等（特別な配慮を必要とする方々）に**福祉避難所**を設置する。

(ウ)指定管理者制度による施設の管理運営を行う。

②介護保険事業

ア 居宅介護支援事業

要介護状態または要支援状態にある高齢者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、**居宅介護支援事業・介護予防支援事業**を実施する。

イ 通所介護事業

(ア)要介護状態または要支援状態にある高齢者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導、日常動作訓練、介護サービス、健康チェック、送迎、入浴サービス、食事サービス、相談援助等の福祉サービスを提供するため、**通所介護・介護予防通所介護事業**を実施する。

(イ)**地域包括支援センターと連携強化**をはかり、在宅福祉サービスの充実した事業展開をすすめ、地域包括ケアシステムを構築するため、**生活支援体制整備事業**を実施する。

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業

要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、**介護予防・日常生活支援総合事業**を実施する。

③障害福祉サービス事業

ア 障害者虐待防止センターを拠点とし、障害者の虐待にかかわる通報や届け出、相談・指導及び助言、虐待の防止や早期発見、適切な対応等様々な支援活動を行う。

イ 災害時に行政が設置する一般の指定避難所では避難生活を送ることが困難な要配慮者等（特別な配慮を必要とする方々）に**福祉避難所**を「障害者福祉センターたんぽぽ」に設置する。

ウ 指定管理者制度による施設（障害者福祉センターのばら）の管理運営を行う。

エ 就労移行支援事業のばら

就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う**就労移行支援事業**を実施する。

オ 就労継続支援事業のばら・たんぽぽ

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う**就労継続支援事業**を実施する。

カ 生活介護事業のばら・たんぽぽ

常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するため、**生活介護事業**を実施する。

キ 地域活動支援センター事業たんぽぽ

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援する場として**地域活動支援センター**を運営する。

ク 相談支援事業

障害者や障害児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、また障害者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行うため、**相談支援事業**を実施する。

ケ 日中一時支援事業

心身に障害のある方を一時的に預かり、日中活動・日常訓練の場を提供するとともに、家族の就労支援や一時的な休息が取得できるよう**日中一時支援事業**を実施する。

(2)公益事業

① 生活困窮者自立相談支援事業

失業、健康、障害、家族介護、育児等による問題を抱え、さらに家族や地域の支えが少なく、経済的に困窮されている世帯等に、総合相談・生活支援に取り組む**生活困窮者自立相談支援事業**を実施する。

(3)その他必要な事業